

農業地域で生物多様性の劣化が止まらない

日本の水田にどこにでもいた生き物が、今や多くが絶滅の危機に瀕しています。

美しい農村の景観と、豊かな生物多様性



バリアフリーな素掘りの水路



多様性豊かな緑の畦と屋敷林



サシバ
絶滅危惧Ⅱ類

マガン
準絶滅危惧種

タカブシギ
絶滅危惧Ⅱ類

ミナミメダカ
絶滅危惧Ⅱ類

ナガエミクリ
準絶滅危惧種

ニホンウナギ
絶滅危惧ⅠA類

写真：オリザネット



ゲンゴロウ
絶滅危惧Ⅱ類

タガメ
絶滅危惧Ⅱ類

アキアカネ
10県でリスト入り

ミズスマシ
絶滅危惧Ⅱ類

ニホンアカガエル
26府県でリスト入り

ヘイケボタル
19府県でリスト入り

アカハライモリ
準絶滅危惧種

マルタニシ
絶滅危惧Ⅱ類

イチヨウウキコケ
準絶滅危惧種

ホトケドジョウ
絶滅危惧ⅡB類

トウキョウダルマガエル
準絶滅危惧種

農業による生物多様性への負の影響は非常に大きい。日本の農業は、今後どこへ向かおうとしているのか・・・



コンクリートの水路



水路の大きな落差



単調な大規模圃場



除草剤や防草シートの畦



過剰な殺虫剤散布



強い中干し・過乾燥

中間とりまとめ

今後の望ましい展開

p 5
2. 食料・農業・農村基本法の基本理念の考え方
(現行法は) 多面的機能は、適切に農業が営まれていれば、当然に発揮されるものである一方、農業生産活動に伴う環境負荷等の外部不経済効果については言及していない。

現行基本法では、多面的機能とは外部経済効果のみをいう

当時EUで議論されていた負の多面的機能を考えなかったから、現場で起こっている自然破壊に日本農政は目を向けてこなかった

p 13
5. 基本理念の見直しの方向
(2) 環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換
食料供給以外の、正の多面的機能の適切かつ十分な発揮を図るとともに、農業生産活動に伴う環境負荷等のマイナスの影響を最小限化する観点から、気候変動や海外の環境等の規制に対応しつつ、将来にわたって食料を安定的に供給できるよう、環境負荷や人権等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換を目指す。

負の多面的機能について言及はない
農業の環境へのマイナス影響を最小化するように環境負荷に配慮した農業への転換を求めて基本理念を見直す とした

多面的機能が発揮されているか否かとの検証はなかった。「マイナスの影響を最小限化する観点」という表現では、農業の環境破壊を止められない。

産業政策、地域政策に「環境政策」を加え3本柱とする

負の側面を無視した多面的機能の発揮を求めた第3条を改正し、「環境保全の推進」を理念とする新たな条文をつくる

環境等に配慮した持続可能な農業ではなく、環境を破壊しない農業の推進を「環境政策」として理念化すべき。3条を改正する。

p 37
(2) 現行基本法制定後 20 年間の情勢変化と今後 20 年を見据えた課題
①農業が有する環境・持続可能性へのマイナスの影響への関心の高まり
我が国においても、食料供給を生態系サービスの一つと位置付けるとい国際的な議論を踏まえ、農業が農地に限らず河川や海洋まで含めて環境にマイナスの影響を与え、持続可能性を損なう側面もあるという前提に立ち、農業による温室効果ガスの排出削減、生物多様性の喪失の防止等、環境への負荷を低減するための取組についても基本的施策に位置づけ、環境に配慮した持続可能な農業を主流化する必要がある。

環境負荷低減の取組を「基本的施策」に位置づける

農業の環境破壊防止は喫緊の問題。20年の課題ではない。今回の改正で実現させること。

環境への負荷の低減の意味が示された。
・農業による温室効果ガスの排出削減
・生物多様性の喪失の防止等 をいう

改正第3条に基づき「環境保全の推進」を4つ目の基本的施策に加える。環境保全、環境負荷の低減を定義する。

環境基本法2条で「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいうと定める。これに準ずべき。

p 38
第2. 分野別の主要施策 4. 環境分野
(3) 環境に関する施策の見直しの方向
①持続可能な農業の主流化
農業の持続的な発展に関する施策において
(ア) 全ての施策を通じ、環境負荷低減等に取り組むべきことから、各種支援の実施に当たっては、そのことが環境負荷低減の阻害要因にならないことを前提とする。
(イ) 有機農業の大幅な拡大、水田農業や畜産業におけるメタンや一酸化二窒素、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減、生物多様性の保全に配慮した農業の推進。

これまで環境負荷低減の定義があいまいで、「みどり法」では農業と化学肥料の低減にしか目が向いていなかった。生物多様性の損失原因は「構造」「農法」「管理」なので、今後その方向に行くことで事態は改善する。

有機農業と生物多様性の保全に配慮した農業を分けて、生物多様性の保全に配慮した農業の推進を主流化する とした。

環境保全を「すべての施策」に拡大する方向は歓迎。有機農業は「農法」の一部なので、個別事項として分けた表現は分かりやすい。

みどりの食料システム法を改正するか、あらたな法律を作るかして、生物多様性保全農業の推進を法的に位置づける。

「中間とりまとめ」「分野別の主要施策」「環境分野」のすべての施策を行っても生物多様性の回復は不可能。生物多様性の保全に配慮した農業とは何かを新たに議論し検証すべき。「環境」に関する議論は、極めて不十分。